

〔別紙 2〕

登記事項証明書

表 題 部（土地の表示）		調製	平成4年12月3日	不動産番号	0000000000000000
地図番号	余白	境界特定	余白		
所 在	和田郡平田町大字北川字水口				
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m	原因及びその日付【登記の日付】	
25番3	田	451		25番から分筆 [昭和56年5月20日]	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成4年12月3日	
余白	宅地		451	15	②③平成17年6月6日地目変更 [平成17年7月20日]

権 利 部（甲 区）（所有権に関する事項）				
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項	
1	所有権移転	昭和60年10月21日 第3140号	原因 昭和55年9月11日相続 共有者 和田郡平田町大字北川字中林39番地 持分6分の4 川 林 泰 子 和田郡平田町大字北川字中林39番地 持分6分の1 川 林 昭 子 山元市山元町山元211番地 持分6分の1 川 林 達 雄 順位4番の登記を移記	
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成17年4月11日 第2576号	原因 平成16年3月25日住所移転 共有者川林昭子の住所 山元市山元町森山22番地2	
付記2号	1番登記名義人表示変更	平成20年7月25日 第4550号	原因 平成20年6月11日氏名変更 共有者川林昭子の氏名 北 山 昭 子	
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成4年12月3日	

権 利 部（乙 区）（所有権以外の権利に関する事項）				
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項	
1	川林泰子持分抵当権設定	平成17年8月25日 第5015号	原因 平成17年7月26日金銭消費貸借同日 設定 借換額 金〇〇〇万円 利息 年〇・〇〇%（年365日日割計算） 損害金 年〇〇・〇〇%（年365日日割計算） 債権者 和田郡平田町大字北川字中林39番地 川 林 泰 子 抵当権者 和田郡和田町大字和田字和田25番地 地 和 田 銀 行 株 式 会 社 共同担保 日録の第1260号	

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

* 「登記の目的」欄に「相転入申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相転入からの申告に基づき、登記旨が職務で、申出があった相転入の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下欄のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 ○○○○○○ 1 / 1

表 題 部（土地の表示）		調製	平成4年12月3日	不動産番号	0000000000000000
地図番号	余白	境界特定	余白		
所 在	和田郡平田町大字北川字水口				
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m	原因及びその日付【登記の日付】	
46番	畑	387		余白	
46番1	余白	76		①③46番1、46番2に分筆 [昭和59年3月7日]	
余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成4年12月3日	

権 利 部（甲 区）（所有権に関する事項）				
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項	
1	所有権移転	平成2年2月15日 第666号	原因 昭和63年8月18日相続 所有者 和田郡平田町大字北川字中林68番地 2 川 山 大 助 順位4番の登記を移記	
付記1号	1番登記名義人住所変更	平成21年7月24日 第4812号	原因 平成21年7月1日住所移転 住所 山元市山元町畑山118番地	
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成4年12月3日	
2	所有権移転	令和3年10月18日 第6318号	原因 平成25年8月18日相続 所有者 山元市山元町畑山118番地 川 山 太 一 代位者 ○ ○ 県 代位原因 土地改良登記令第2条第5号	

権 利 部（乙 区）（所有権以外の権利に関する事項）				
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項	
1	地上権設定	昭和59年7月25日 第2305号	原因 昭和59年5月8日設定 目的 農業用水路所有のため 範囲 2・30mの間 存続期間 60年 地代 金〇〇万円 支払方法 一時払 特約 1、地上権設定の範囲を縮削し、又は形質を変更しないものとする。2、地上に1㎡当たり1・5トン以上の加重をかけてはならない。3、この土地に建物又は堅固な工作物を設置する場合には事前に同意を得ること。 地上権者 和 田 郡 平 田 町 順位1番の登記を移記	
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成4年12月3日	

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

* 「登記の目的」欄に「相転入申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相転入からの申告に基づき、登記旨が職務で、申出があった相転入の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下欄のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 ○○○○○○ 1 / 1

表 題 部（土地の表示）		調製	平成4年12月3日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	境界特定	余白		
所 在		和田郡平田町大字北川字水口			
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付【登記の日付】	
56番5	田		56.7	56番3から分筆 [昭和58年6月21日]	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年12月3日	
余白	余白	余白	47.6	③56番5、56番6に分筆 [平成10年9月7日]	
余白	余白	余白	146.7	③65番1を合筆 [平成26年3月3日]	

権 利 部（甲 区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成3年8月5日 第5005号	原因 平成2年3月12日相続 所有者 和田郡平田町大字北川字中林57番地 3 仲 谷 栄 三 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年12月3日
2	合併による所有権登記	平成26年3月3日 第1786号	所有者 和田郡平田町大字北川字中林57番地 3 仲 谷 栄 三
3	所有権移転請求権仮登記	平成30年2月27日 第1459号	原因 平成30年1月23日売買予約 権利者 和田郡平田町大字北川字大林68番地 岩 原 三 郎
	余白	余白	余白

権 利 部（乙 区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根拠当権設定	平成28年2月25日 第1540号	原因 平成28年1月23日設定 総債額 金〇〇万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形債権 小 切手債権 債務者 和田郡平田町大字北川字中林57番地 3 仲 谷 栄 三 根拠当権者 和田郡和田町大字和田字和田3番 地 和 田 農 業 協 同 組 合 共同担保 目録(7)第3860号

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

＊ 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申告に基づき、登記官が職権で、申出があつた相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を示すものではない。

＊ 下欄のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 ○○○○○○

1 / 1

表 題 部（土地の表示）		調製	平成4年12月3日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	境界特定	余白		
所 在		和田郡平田町大字南山字日高			
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付【登記の日付】	
62番3	田		238.7	62番から分筆 [昭和58年11月10日]	
余白	畑		57.8	②年月日不詳地目変更 ③62番3、62番4、62番5に分筆 [平成2年7月10日]	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年12月3日	

権 利 部（甲 区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和61年10月8日 第3127号	原因 昭和58年10月12日相続 所有者 和田郡平田町大字南山字高山38番地 森 畑 公 二 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年12月3日
2	所有権移転	平成10年3月16日 第2122号	原因 者 平成8年7月21日相続 和田郡平田町大字南山字高山38番地 持分4分の2 森 畑 公 美 和田郡平田町大字南山字高山38番地 持分4分の1 森 畑 治 三 和田郡平田町大字南山字高山38番地 持分4分の1 森 畑 光 子
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成15年3月5日 第1924号	原因 平成15年2月22日住所移転 共有者森畑治三の住所 山元市元町山田25 0番地5
3	森畑光子持分全部移転	平成15年5月15日 第3460号	原因 平成15年3月25日贈与 共有者 山元市元町山田250番地5 持分4分の1 森 畑 治 三

権 利 部（乙 区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根拠当権設定	昭和61年10月15日 第3223号	原因 昭和61年9月25日設定 総債額 金〇〇万円 債権の範囲 消費貸借取引 売買取引 当座貸 取取引 保証取引 手形債権 小切手債権 債務者 和田郡平田町大字南山字高山38番地 森 畑 公 二 根拠当権者 和田郡和田町大字和山字和山25 番地

＊ 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申告に基づき、登記官が職権で、申出があつた相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を示すものではない。

＊ 下欄のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 ○○○○○○

1 / 2

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
			和田銀行株式会社 共同担保 目録(お)第250号 順位1番の登記を移記
			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成4年12月3日
2	根抵当権設定	平成7年6月8日 第3737号	原因 平成7年5月15日設定 極度額 金〇〇〇万円 債権の範囲 消費貸借取引 手形割引取引 当 座貸越取引 保証委託取引 売買取引 保証 取引 手形債権 小切手債権 債務者 和田郡平田町大字南山字高山38番地 森 畑 公 二 根抵当権者 和田郡和田町大字和田字和田25 番地 和 田 銀 行 株 式 会 社 共同担保 目録(お)第852号
3	1番根抵当権抹消	平成10年12月22日 第7761号	原因 平成10年12月5日解除
4	抵当権設定	平成11年4月16日 第2226号	原因 平成11年3月14日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金〇〇〇万円 利息 年〇・〇〇% (年365日日割計算) 損害金 年〇〇・〇〇% (年365日日割計算)) 連帯債務者 和田郡平田町大字南山字高山38番地 美 畑 公 司 和 田 郡 平 田 町 大 字 南 山 字 高 山 3 8 番 地 森 畑 治 三 和 田 郡 平 田 町 大 字 南 山 字 高 山 3 8 番 地 森 畑 光 子 和 田 郡 平 田 町 大 字 南 山 字 高 山 3 8 番 地 森 畑 光 子 抵当権者 太田市太田町太田1番地 太 田 銀 行 株 式 会 社 共同担保 目録(お)第680号

表 題 部 (土地の表示)			課税	平成4年12月3日	不動産番号	00000000000000
地図番号			境界特定			
所 在			和 田 郡 平 田 町 大 字 南 山 字 日 高			
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²		原因及びその日付【登記の日付】	
77番	田		329.3			
77番1			339		①③77番1ないし77番5に分筆 【昭和63年5月18日】	
					昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年12月3日	
権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)						
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項			
1	共有者全員持分全部移転	平成2年3月7日 第922号	原因 平成2年1月25日売買 所有者 和田郡平田町大字北川字中林37番地 仲 原 一 郎 順位3番の登記を移記			
			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記			
			平成4年12月3日			

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申告に基づき、登記官が職務で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 ○○○○○○ 1 / 1

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申告に基づき、登記官が職務で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 ○○○○○○ 2 / 2

